平成１９年(行タ)第５２号

決　　定

東京都新宿区北新宿４丁目１６番１２号

被　審　人　　株式会社ビームス

同代表者代表取締役　　設　楽　　洋

同代理人弁護士　　横　山　経　通

荒　井　太　一

上記の者に対する排除措置命令違反に対する過料事件について，公正取引委員会から通知があったので，当裁判所は，当事者の陳述を聞き検察官の意見を求めた上，次のとおり決定する。

主　　文

被審人を処罰しない。

理　　由

被審人は，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第３５号）附則２２条の規定により従前の例によることとされる同法による改正前の不当景品類及び不当表示防止法違反審判事件（平成１７年（判）第１号）につき，公正取引委員会から平成１９年１月３０日に審決を受け，同審決は同月３１日にその謄本が被審人に送達されその効力を生じているところ，被審人は，上記審決主文で命じられた事項を速やかに履行する旨陳述していることから，被審人を処罰しないこととし，よって，主文のとおり決定する。

平成１９年１０月２３日

東京高等裁判所第３特別部

裁判長裁判官　大　谷　禎　男

裁判官　杉　山　正　己

裁判官　長久保　守　夫

裁判官　小　出　邦　夫

裁判官　細　野　敦